

健康食品管理士認定希望者の取扱い（概要）

一般社団法人健康食品管理士認定協会では他のアドバイザースタッフ有資格者からの強い要求があるので次のように制度を改定する

I. 他のアドバイザースタッフの資格を有する者に対して

健康食品管理士認定協会は他で認定されたアドバイザースタッフの資格者で以下に該当する者の健康食品管理士としての登録申請を認める。

1) NR の資格者

2) その他のアドバイザースタッフ

サプリメントアドバイザー、食品保健指導士の有資格者でかつ、次のいずれかに該当する者は健康食品管理士としての登録申請を認める。

- ・ 医師、獣医師、歯科医師、薬剤師、臨床検査技師、管理栄養士、保健師

サプリメントアドバイザーまたは食品保健指導士の資格を有している次の者が、上記国家資格を有しない場合においては審査のうえ健康食品管理士としての登録申請を認める

理系の大学院または大学卒業者

その他の大学院または大学卒業者で食品分野の製造等に関わる 5 年以上の業務経験者

II. アドバイザースタッフ養成施設に対して

- 1) NR またはサプリメントアドバイザー養成の認められた大学にあっては、当座の暫定処置として NR またはサプリメントアドバイザーの指定校として認められたカリキュラムで平成 23 年度以降の健康食品管理士認定試験を受験できる教育施設として認める。

また、同施設において所定のカリキュラムを修め既に卒業した学生に関しても健康食品管理士認定試験の受験資格を有すると見なす。

- 2) NR またはサプリメントアドバイザー養成の認められた臨床検査技師養成の短大、専門学校および民間の機関はカリキュラム・専任教員等を健康食品管理士認定協会のカリキュラムとの比較審査により認可された場合に該当学生は認定試験の受験を認める。

また、同養成施設のうち、臨床検査技師養成施設において所定のカリキュラムを修めて卒業した学生に関しても健康食品管理士の受験資格を認める。民間の養成施設における修了者にあつては審査の上認める。

詳細に関しては健康食品管理士認定協会事務局にお問い合わせください。

健康食品管理士認定協会

〒510-0293 鈴鹿市岸岡町 1001-1 鈴鹿医療科学大学内

Tel 059-381-1510 Fax 059-386-1511 e-mail : info@ffcci.jp